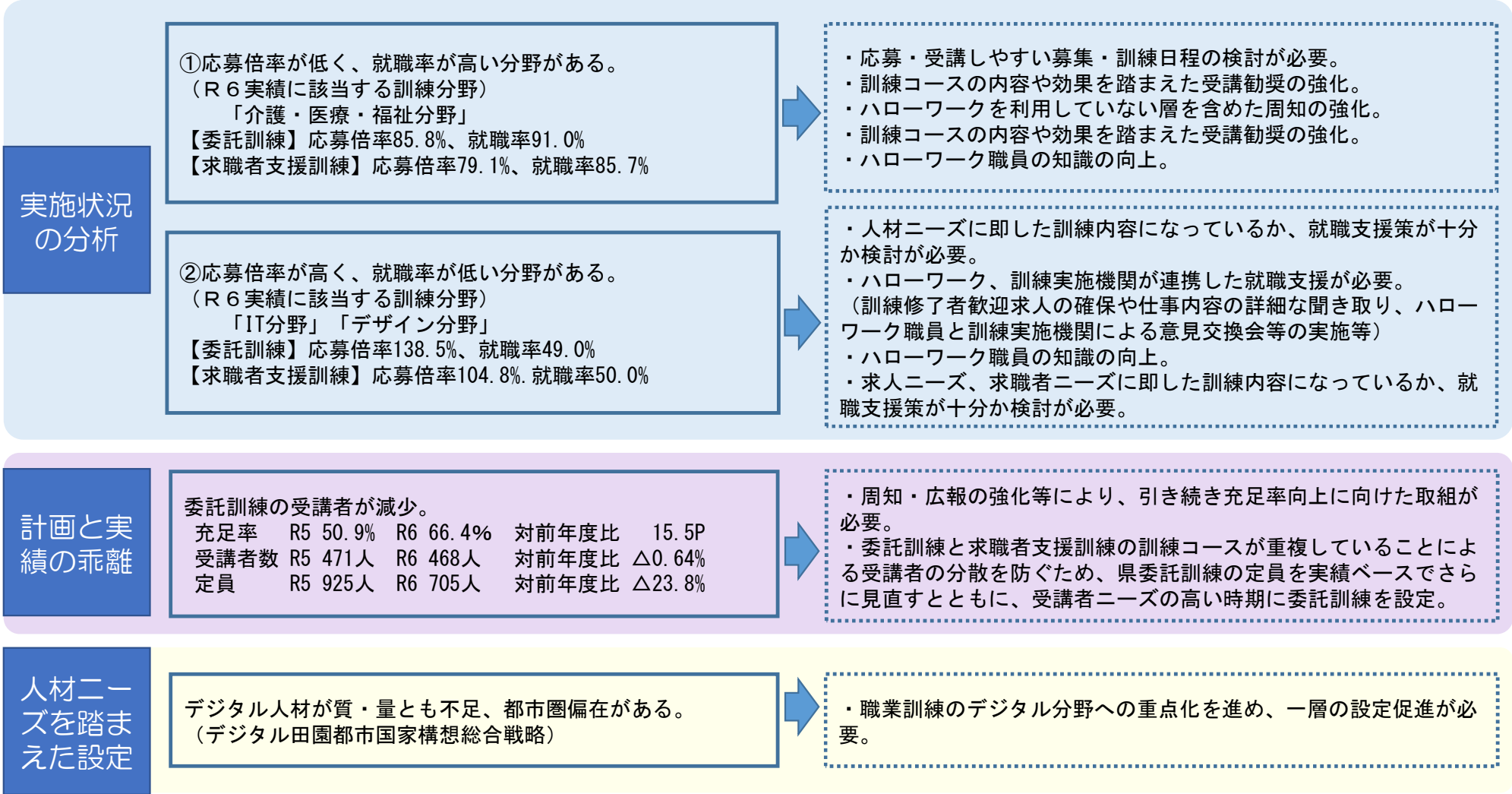


令和8年度奈良県職業訓練
実施計画(案)について

令和8年度奈良県職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）



令和8年度における奈良県職業訓練実施計画（案）

令和8年3月

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、奈良県における現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、本計画の実施にあたり、奈良労働局及び県下各ハローワーク、奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）奈良支部等の関係機関は、円滑な連携により、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向、課題等

1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、令和8年1月の有効求人倍率は1.12倍であり、引き続き求

人が求職を上回って推移しており、一部の求人に持ち直しの動きが見られるが、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、持続的な経済成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れが見られることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練の在り方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組む必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和7年度の新規求職者は、令和7年12月末現在で33,190人（前年同月比▲2.4%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は、15,696人（前年同月比▲3.2%・割合47.3%）であった。

これに対し、令和7年12月現在の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

	令和6年度12月迄	令和7年度12月迄	前年同期比
離職者に対する公共職業訓練	649人	583人	89.8%
求職者支援訓練	437人	437人	100.0%
在職者訓練	329人	340人	103.3%

第3 令和8年度の公的職業訓練の実施方針

令和6年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

① 応募倍率が低く、就職率が高い分野があること。

介護・医療・福祉分野

【委託訓練】応募倍率85.8%、就職率91.0%

【求職者支援訓練】応募倍率 79.1% 就職率 85.7%

②応募倍率が高く、就職率が低い分野があること。

デザイン分野

【委託訓練】応募倍率 138.5%、就職率 49.0%

【求職者支援訓練】応募倍率 104.8% 就職率 50.0%

といった課題が見られた。

これらの課題解消のため、令和8年度の公的職業訓練は、以下の方針に基づいて実施する。また、ハローワーク等と訓練実施施設の連携強化（施設見学・意見交換会等の実施、就職支援等に係る情報の共有）によるハローワーク職員の知識の向上及び就職支援の強化、企業への公的職業訓練制度の周知及び地方自治体とも連携し、ハローワークを利用していない層への周知・広報を実施する。

①については、応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討を行った上で実施するとともに、ハローワーク職員等による訓練実施施設の見学や意見交換会等の実施及びセミナーの受講等により、関連する職種や業種及び訓練コースに関する知識の向上を図り、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

②については、人材ニーズ即した効果的な訓練内容となっているか、就職支援策が十分か検討を行うとともに、ハローワーク職員等による訓練実施施設の見学や意見交換会等の実施及びセミナーの受講等により、関連する職種や業種及び訓練コースに関する知識の向上を図る。また、訓練修了者歓迎求人確保を推進するとともに、求人内容の詳細な把握を行い、事業主等に対して訓練効果を周知することにより、就職機会の拡大を図る。併せて、訓練受講による知識・技能の習得状況を把握し、ハローワークと訓練実施施設が連携した就職支援を実施する。

また、上記の課題解消のために、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡、協議の場を設けるとともに、奈良労働局、奈良県、J E E D奈良支部をはじめ、訓練実施施設、経済団体、労使団体等との幅広い連携、協力関係により、地域の人材育成に取り組んでいくこととする。

第4 令和8年度における公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 奈良県立高等技術専門校（訓練期間：1年間） 6科 120名

建築やものづくりなどに必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施する。

施設/科目	定員
奈良県立高等技術専門校	120
ITシステム科	20
家具工芸科	20
建築科	20
設備・建物管理科	20
造園技術科	20
ワークチャレンジ科(知的障害者対象)	20

- (2) 奈良職業能力開発促進センター（訓練期間：6～7ヶ月）9科目 398名
地域の事業主団体や事業主等、業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であ
って、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定する。
また、住環境コーディネーター科を住環境計画科に、CAD/NC技術科(若年者コー
ス)をものづくりエンジニア科(若年者コース)に名称変更を行う。

施設/科目	定員
奈良職業能力開発促進センター	398
CAD/NC技術科	45
CADものづくりサポート科	64
住環境計画科	64
住宅リフォーム技術科	64
電気設備技術科	48
金属加工技術科(若年者コース)	32
ものづくりエンジニア科(若年者コース)	15
電気設備技術科(若年者コース)	16
ビジネススキル講習(橋渡し訓練)	50

- (3) 奈良県が実施する委託訓練は、訓練定員を499名で以下のとおり計画する。

コース/分野	499
長期高度人材育成コース	44
介護福祉士養成科(2年コース)	8
言語聴覚士養成科(2年コース)	13
保育士養成科(2年コース)	13
美容師養成科(2年コース)	10
知識等習得コース	270
総務・経理事務分野	135
介護・福祉分野	75
美容分野	30
WEBデザイン分野	30
デュアルコース	65
WEBデザイン分野	50
農業分野	15
eラーニングコース	30
総務・経理分野	15
介護分野	15
高齢求職者スキルアップコース	90
事務分野	90

(4) 分野に応じた訓練コースの設定等

ア デジタル分野について

- ・ デジタル分野の重点化の観点から、令和8年度委託訓練のうち、「デジタル分野」の設定で80名を設定する。またWEBデザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要する経費を委託費の対象とする措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ 求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組むとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・ 職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。

イ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。

ウ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率及び定員充足率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、ハローワーク職員等による施設見学や関連するセミナー等を受講することで仕事理解や職場環境などの理解を促進することにより、関連する職種や業種に対する意識を変えるための取組を行う。また、求職者等には、職業訓練や介護職等に目を向けてもらうための取組をハローワークで実施する。さらに介護分野では、職場見学・職場実習等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。

エ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努める。

オ 全ての労働者がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取り組みや対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。

(5) 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

- ・雇用のセーフティネットとして、ひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。
- ・これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(6) 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・J E E Dと連携し民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

2 学卒者に対する公的職業訓練

学卒者に対する訓練は、奈良県高等技術専門校において実施する。

(1) 対象者（数）

奈良県高等技術専門校（離職者訓練枠に含む）

6コース（定員 120 名）（ワークチャレンジ科を含む）

- ・中学校・高等学校卒業（見込者）対象
建築科 設備・建物管理科 造園技術科
- ・高等学校卒業（見込者）対象 IT システム科 家具工芸科

3 障害者等に対する公的職業訓練

障害者等に対する訓練は、奈良県高等技術専門校において実施する。

(1) 対象者（数）

ワークチャレンジ科 定員 20 名 知的障害者対象

実践能力習得訓練コース 定員 15 名

(2) 職業訓練の内容

- ・就職に結びつきやすくするために関係機関との連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者雇用の経験が乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。
- ・訓練受講生の拡大に向けて、障害福祉サービス利用者の就労促進に向けた障害者職業訓練への誘導等に取り組む。
- ・P D C A評価では、就職率の上昇と計画数と実績の乖離の解消に取り組むものであり、当該評価を基に訓練を計画する。

4 求職者支援訓練

(1) 対象者数及び目標

- ・計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者は、主に非正規雇用労働者や自営廃業者など雇用保険の基本手当を受けない者(受給が終わった者も含む。)であり、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模 789 人を上限として設定する。
- ・雇用保険適用就職率の目標：基礎コース 60% 実践コース 63%

(2) 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練の認定定員数は次のとおりとし、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

コース/分野	県合計
基礎コース	158
実践コース	631
①介護分野	132
②医療事務分野	80
③デジタル系(※)	120
④その他	299

※ IT 分野又はデザイン分野のうち WEB デザイン関連コース

ア 職業訓練の内容等

- ・訓練内容としては、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び、実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定し、認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 20%程度

実践コース 訓練認定規模の 80%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル系訓練分野に 20%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・地域ニーズ枠については、年度途中において特定地域の雇用情勢や訓練ニーズの変化に伴い、必要と認められる場合に設定するものとする。
- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 15%

- ・求職者支援訓練は、受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・全ての労働者がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取り組みや対策を平時から行うことが求

められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。

イ 認定単位期間等

- ・奈良県における認定単位期間は、四半期ごととする。
- ・認定単位期間において新規参入枠に余剰定員が発生した場合は、実績枠に振替可能とするとともに、実績枠に余剰定員が発生した場合は、新規参入枠に振替可能とする。また、実践コースにおいて、余剰定員が発生した訓練分野の定員については、実践コースの他分野への振替を可能とする。
- ・第3四半期以降においては、基礎コースまたは実践コースに余剰定員が発生した場合は、基礎コースと実践コース間の振替を可能とする。
- ・新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・認定単位期間において、同一訓練実施機関が複数コースを認定申請する場合は、基礎コース及び実践コースの同一分野（上記表中の①～④の区分をいう。）で各1コースを選定対象とする。
なお、基礎コース又は実践コースの同一分野で複数コースを申請した場合は、2コース目以降は余剰定員がある場合に選定対象とする。

ウ 分野に応じた訓練コースの設定

①IT分野、デザイン分野について

- ・デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、基本奨励金の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コース設定を推進する。
- ・求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組むとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等、ハローワークと連携した就職支援を実施する。

②介護・医療・福祉分野について

- ・職業訓練の応募倍率及び定員充足率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練

日程を検討した上で実施するとともに、支援を行うハローワーク職員等に対し訓練施設や職場の見学、関連するセミナーの受講等の機会を設け、訓練内容や仕事内容、職場環境等の理解促進を図ることにより、受講相談や受講あっせんを適切に行うことができるよう取り組む。また、求職者等には、職業訓練や介護職等に目を向けてもらうための取組みをハローワークで実施する。さらに、介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。

エ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや託児サービス付訓練コースの設定に努める。

オ 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・J E E Dと連携し民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

5 在職者に対する公的職業訓練等

在職者に対する訓練は、奈良職業能力開発促進センターにおいて実施する。

(1) 対象者数（目標数）

公共職業訓練（在職者訓練）	400人
生産性向上支援訓練	690人（サブスクリプション型訓練 25人を含む）

(2) 職業訓練の内容

- ・在職者訓練は『能力開発セミナー』と称し、主に中小企業のものづくり分野において中核的役割を果たしている方を対象に、仕事を遂行する上で必要な専門的知識及び技能・技術の習得と向上を目的として実施する。
- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握したうえで、中小企業等で働く中核的な役割を果たしている方を対象に、ものづくり分野を中心に「現場力の強化や技能の継承」、「工程の改善や生産性の向上」、「付加価値の高いサービスや新製品の創造」などに資する能力が養成できるよう実施する。
- ・生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・DX等に対応した67コースから選定した訓練コースを設定し、DX推進のための人材育成に取り組むものとする。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

令和8-7年度における奈良県職業訓練実施計画（案）

令和8-7年3月

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、奈良県における現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、本計画の実施にあたり、奈良労働局及び県下各ハローワーク、奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）奈良支部等の関係機関は、円滑な連携により、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和8-7年4月1日から令和9-8年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向、課題等

1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、令和8-7年1月の有効求人倍率は 1.124-20 倍であり、引き

続き求人が求職を上回って推移しており、一部の求人に持ち直しの動きが見られるが、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的に**みるとは**、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、持続的な経済成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れが見られることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練の在り方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組む必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和**7-6**年度の新規求職者は、令和**7-6**年12月末現在で ~~33,190,34,003~~人（前年同月比▲~~2.41.8~~%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は、~~15,696,16,219~~人（前年同月比▲~~3.25.9~~%・割合 ~~47.347.7~~％）であった。

これに対し、令和**7-6**年12月現在の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

	令和 65 年度 12月迄	令和 76 年度 12月迄	前年同期比
離職者に対する公共職業訓練	649,732 人	583,652 人	89.889.1 %
求職者支援訓練	437,473 人	437人	100.092.4 %
在職者訓練	329,259 人	340,329 人	103.3127.0 %

第3 令和**8-7**年度の公的職業訓練の実施方針

令和**6-5**年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野があること。

介護・医療・福祉分野 ~~÷ 応募倍率 77.3%、就職率 92.2%~~

【委託訓練】応募倍率 85.889.9%、就職率 91.086.5%

【求職者支援訓練】応募倍率 79.1% 就職率 85.7%

②応募倍率が高く、就職率が低い分野があること。

~~デザイン分野：応募倍率 109.5%、就職率 52.3%~~

【委託訓練】応募倍率 138.594.2%、就職率 49.097.3%

【求職者支援訓練】応募倍率 104.8% 就職率 50.0%

③応募倍率が低く、就職率が低い分野があること。

~~I-T分野：応募倍率 66.3%、就職率 78.9%~~

といった課題が見られた。

これらの課題解消のため、令和8.7年度の公的職業訓練は、以下の方針に基づいて実施する。また、ハローワーク等と訓練実施施設の連携強化（施設見学・意見交換会等の実施、就職支援等に係る情報の共有）によるハローワーク職員の知識の向上及び就職支援の強化、企業への公的職業訓練制度の周知及び地方自治体とも連携し、**女性や子育て世代を含めた**ハローワークを利用していない層への周知・広報を実施する。

①については、応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討を行った上で実施するとともに、ハローワーク職員等による訓練実施施設の見学や意見交換会等の実施及びセミナーの受講等により、関連する職種や業種及び訓練コースに関する知識の向上を図り、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

②については、**人材求人**ニーズ即した効果的な訓練内容となっているか、**就職支援策が十分**か検討を行うとともに、ハローワーク職員等による訓練実施施設の見学や意見交換会等の実施及びセミナーの受講等により、関連する職種や業種及び訓練コースに関する知識の向上を図る。また、訓練修了者歓迎求人確保を推進するとともに、求人内容の詳細な把握を行い、事業主等に対して訓練効果を周知することにより、就職機会の拡大を図る。**併せてあわせて**、訓練受講による知識・技能の習得状況を把握し、ハローワークと訓練実施施設が連携した就職支援を実施する。

~~③については、求人ニーズ、求職者ニーズに即した効果的な訓練内容となっているか検討を行うとともに、ハローワーク職員等による訓練実施施設の見学やセミナーの受講等により、関連する職種や業種及び訓練コースに関する知識の向上を図り、訓練コースの内容や効果の把握を踏まえた受講勧奨を強化する。また、訓練修了者歓迎求人確保を推進するとともに、求人内容の詳細な把握を行い、事業主等に対して訓練効果を周知することにより、就職機会の拡大を図る。あわせて、訓練受講による知識・技能の習得状況を把握し、ハローワークと訓練実施施設が連携した就職支援を実施する。~~

また、上記の課題解消のために、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡、協議の場を設けるとともに、奈良労働局、奈良県、**J E E D 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構**奈良支部をはじめ、訓練実施施設、経済団体、労使団体等との幅広い連携、協力関係により、地域の人材育成に取り組んでいくこととする。

第4 令和8.7年度における公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 奈良県立高等技術専門校（訓練期間：1年間） ~~6~~-8科 ~~120~~160名

建築事務やものづくりなどに必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施する。

施設/科目	定員
奈良県立高等技術専門校	120 160
ITシステム科	20
家具工芸科	20
建築科	20
設備・建物管理科	20
<u>服飾ビジネス科</u>	20
<u>オフィスビジネス科</u>	20
造園技術科	20
ワークチャレンジ科(知的障害者対象)	20

(2) 奈良職業能力開発促進センター（訓練期間：6～7ヶ月）9科目 398名

地域の事業主団体や事業主等、業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定する。

また、住環境コーディネート科を住環境計画科に、CAD/NC技術科(若年者コース)をものづくりエンジニア科(若年者コース)に名称変更を行う。

施設/科目	定員
奈良職業能力開発促進センター	398
CAD/NC技術科	45
CADものづくりサポート科	64
<u>住環境計画コーディネート科</u>	64
住宅リフォーム技術科	64
電気設備技術科	48
金属加工技術科(若年者コース)	32
<u>ものづくりエンジニアCAD/NC技術科(若年者コース)</u>	15
電気設備技術科(若年者コース)	16
ビジネススキル講習(橋渡し訓練)	50

(3) 奈良県が実施する委託訓練は、訓練定員を ~~499~~523名で以下のとおり計画する。

コース/分野	499 523
長期高度人材育成コース	444 3
介護福祉士養成科(2年コース)	8
言語聴覚士養成科(2年コース)	13
保育士養成科(2年コース)	131 2

	美容師養成科(2年コース)	10
知識等習得コース		<u>270300</u>
	総務・経理事務分野	<u>135480</u>
	介護・福祉分野	<u>7560</u>
	美容分野	30
	WEB デザイン分野	30
デュアルコース		<u>6580</u>
	WEB デザイン分野	50
	農業分野	<u>1530</u>
e ラーニングコース		<u>3025</u>
	総務・経理分野	<u>1540</u>
	介護分野	15
高齢求職者スキルアップコース		<u>9075</u>
	事務分野	<u>9075</u>

(4) 分野に応じた訓練コースの設定等

ア デジタル分野について

- ・ デジタル分野の重点化の観点から、令和 8-7 年度委託訓練のうち、「デジタル分野」の設定で 80 名を設定する。また WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要する経費を委託費の対象とする措置に加え、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ 求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組むとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・ 職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。

イ ものづくり分野については、DX 等に対応した職業訓練コースを充実させる。

ウ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率及び定員充足率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、ハローワーク職員等による施設見学や関連するセミナー等を受講することで仕事理解や職場環境などの理解を促進することにより、関連する職種や業種に対する意識を変えるための取組みを行う。また、求職者等には、職業訓練や介護職等に目を向けて

もらうための取組みをハローワークで実施する。さらに介護分野では、職場見学・職場実習等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。

エ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努める。

オ 全ての労働者がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取り組みや対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するから、全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

(5) 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、ひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。
- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(6) 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・ J E E D と連携し民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

2 学卒者に対する公的職業訓練

学卒者に対する訓練は、奈良県高等技術専門校において実施する。

(1) 対象者（数）

奈良県高等技術専門校（離職者訓練枠を含む）

6-8コース（定員 120160名）（ワークチャレンジ科を含む）

- ・ 中学校・高等学校卒業（見込者）対象

建築科 設備・建物管理科 **服飾ビジネス科** **オフィスビジネス科** 造園技術科

- ・ 高等学校卒業（見込者）対象 IT システム科 家具工芸科

3 障害者等に対する公的職業訓練

障害者等に対する訓練は、奈良県高等技術専門校において実施する。

(1) 対象者（数）

ワークチャレンジ科 定員 20 名 知的障害者対象
実践能力習得訓練コース 定員 15 名

(2) 職業訓練の内容

- ・就職に結びつきやすくするために関係機関との連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者雇用の経験が乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。
- ・訓練受講生の拡大に向けて、障害福祉サービス利用者の就労促進に向けた障害者職業訓練への誘導等に取り組む。
- ・PDCA評価では、就職率の上昇と計画数と実績の乖離の解消に取り組むものであり、当該評価を基に訓練を計画する。

4 求職者支援訓練

(1) 対象者数及び目標

- ・計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者は、主に非正規雇用労働者や自営廃業者など雇用保険の基本手当を受けないことができない者（受給が終わった者も含む。）であり、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模 **789734**人を上限として設定する。
- ・雇用保険適用就職率の目標：基礎コース **6058%** 実践コース 63%

(2) 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練の認定定員数は次のとおりとし、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

コース/分野	県合計
基礎コース	158150
実践コース	631584
①介護分野	132120
②医療事務分野	8077
③デジタル系(※)	120170
④その他	299217

※ IT 分野又はデザイン分野のうち WEB デザイン関連コース

ア 職業訓練の内容等

- ・訓練内容としては、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び、実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定し、認定規模の割合は以下のとおりと

する。

基礎コース 訓練認定規模の 20%程度

実践コース 訓練認定規模の 80%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル系訓練分野に 2030%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、年度途中において特定地域の雇用情勢や訓練ニーズの変化に伴い、必要と認められる場合に設定するものとする基礎コースの受講機会が地域により不足することがないように、これまでの実績を踏まえ、基礎コースの3分の1程度を北和地域枠として設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。
 - 基礎コース 30%
 - 実践コース 1540%
- ・ 求職者支援訓練は、受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働者がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取り組みや対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するから、全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

イ 認定単位期間等

- ・ 奈良県における認定単位期間は、四半期ごととする。
- ・ 認定単位期間において新規参入枠に余剰定員が発生した場合は、実績枠に振替可能とするとともに、実績枠に余剰定員が発生した場合は、新規参入枠に振替可能とする。また、実践コースにおいて、余剰定員が発生した訓練分野の定員については、実践コースの他分野への振替を可能とする。
- ・ 第3四半期以降においては、基礎コースまたは実践コースに余剰定員が発生した場合は、基礎コースと実践コース間の振替を可能とする。
- ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 認定単位期間において、同一訓練実施機関が複数コースを認定申請する場合は、基礎コース及び実践コースの同一分野（上記表中の①～④の区分をいう。）で各1コースを選定対象とする。
なお、基礎コース又は実践コースの同一分野で複数コースを申請した場合は、2コース目以降は余剰定員がある場合に選定対象とする。

ウ 分野に応じた訓練コースの設定

①IT分野、デザイン分野について

- ・デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、基本奨励金の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コース設定を推進する。
- ・求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組むとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等、ハローワークと連携した就職支援を実施する。

②介護・医療・福祉分野について

- ・職業訓練の応募倍率及び定員充足率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、支援を行うハローワーク職員等に対し訓練施設や職場の見学、関連するセミナーの受講等の機会を設け、訓練内容や仕事内容、職場環境等の理解促進を図ることにより、受講相談や受講あっせんを適切に行うことができるよう取り組む。また、求職者等には、職業訓練や介護職等に目を向けてもらうための取組みをハローワークで実施する。さらに、介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。

エ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや託児サービス付訓練コースの設定に努める。

オ 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・J E E Dと連携し民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

5 在職者に対する公的職業訓練等

在職者に対する訓練は、奈良職業能力開発促進センターにおいて実施する。

(1) 対象者数（目標数）

公共職業訓練（在職者訓練） 400 人

生産性向上支援訓練 ~~690715~~人（サブスクリプション型訓練 25 人を含む）

（2）職業訓練の内容

- ・在職者訓練は『能力開発セミナー』と称し、主に中小企業のものづくり分野において中核的役割を果たしている方を対象に、仕事を遂行する上で必要な専門的知識及び技能・技術の習得と向上を目的として実施する。
- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握したうえで、中小企業等で働く中核的な役割を果たしている方を対象に、ものづくり分野を中心に「現場力の強化や技能の継承」、「工程の改善や生産性の向上」、「付加価値の高いサービスや新製品の創造」などに資する能力が養成できるよう実施する。
- ・生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・DX 等に対応した ~~6761~~コースから選定した訓練コースを設定し、DX 推進のための人材育成に取り組むものとする。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。